

犬の多頭飼育問題への支援 ～一時預かり事例について～

動物愛護センター ○小平満 小林雅巳 小林正直 浦野絵梨
宮入美帆 岡野美鈴 藤森令司 橋井真実 松澤淑美

1 はじめに

動物愛護センター(以下、「センター」という。)は平成 12 年に設置され、21年が経過した。当初は、譲渡会を開催し多くの犬を譲渡していたが、近年は譲渡の対象が主に猫となり犬の譲渡数は激減している。

センターに期待されている業務内容についても、時代とともに変化しており、時代の流れに伴いセンターの役割を考えることが必要と思われる。

今回、多機関連携により犬の多頭飼育問題に協力した事例があったため、センターの役割を考えつつ概要を報告する。

2 多頭飼育問題の概要

T 市で柴犬の多頭飼育問題が発覚し、所有権を I 動物愛護団体に移し、飼育者より柴犬(当初 60 頭の予定であったが最終的に 122 頭)を引き上げることになった。しかし、I 動物愛護団体だけでは全頭受け入れができないため、他の動物愛護団体へ声を掛け、引取りをお願いした。また、飼育者宅の立地条件等により直接他の動物愛護団体へ引き渡すことが困難であったことから、センターで一時的に預かり、動物愛護団体へ引き渡し場所の提供をした。

3 受入れ事例について

(1) 今回引き受けるに至った理由

今回の事例は、T 市、I 動物愛護団体、上田保健所(以下、「保健所」という。)が協力して問題解決に取り組んでいた事例であった。寝たきりとなった飼養者が、糞が室内外で 30 センチ以上堆積し、犬が数えきれないくらい飼育されている劣悪な環境で暮らしていたため、福祉の面からなんとか解決したいと T 市から県へ相談があった。当初は、犬の所有権が I 動物愛護団体にあることから、センターでは受け入れできないと判断したが、T 市の住民問題であり迅速な対応を要する状況であったこと、60 頭を 2 回に分け金土日の 3 日間受入れ速やかに全頭引き渡すということであったため、県庁食品・生活衛生課(以下、「食生課」という。)と協議の上、対応可能と判断し引き受けた。のちに市長から県へ一時的な預かりについて文書で依頼があった。

(2) 受け入れ期間・頭数

第一回 令和3年 12 月 17 日から 19 日(3日間) 28 頭(オス8、メス 20)

第二回 令和3年 12 月 24 日から 27 日(4日間) 38 頭(オス 25、メス 13)

(3) 受け入れまでの準備期間

今回のセンターにおける犬の一時保管については、I 動物愛護団体からの依頼でセンターが動物を預

かるのではなく、T 市が人の福祉面での支援に必要な場所の確保が困難であるため、県へ一時保管を依頼するものであった。各々の立場を明確にするために T 市生活環境課・福祉課、保健所、センター、食生課、I 動物愛護団体と打ち合わせを行い日程、立場、役割について確認した。

センターには災害用に大型のクレートはあったものの、移送用などに利用できるケージが足りなかったため、別の保健所からケージを借り受けた。

(4) 飼養管理場所

当初はセンター施設内の観察室に設置されているステンレス製の固定ゲージを利用することとし、一時的に利用したが、以下の理由から使用しないこととした。①汚染区域(野外)から清浄区域(センター内)へ犬の移動によって清浄区域が汚染される②動物愛護団体が犬の搬入搬出時にセンター施設内に立ち入り知りえた情報を情報漏洩するのではないかと不安③固定ケージから移送用へのケージの移し替えに咬傷事故を防ぐため時間がかかる。

そのため、地域猫の受入れ管理等で使用している倉庫を片付けて使用することとした。倉庫は床がコンクリートの打ちっぱなしであるため、汚れないようにブルーシートで養生した。倉庫はエアコンを設置しており、温度管理をすることができた。

受入れ 1 回目は、28 頭で倉庫には余裕があったが、2 回目は 38 頭とかなり多く、詰めてギリギリ入る頭数であった。

(5) 報道対応

第一回目の受入れを行う前日に、報道機関 A から取材の申し込みがあった。I 動物愛護団体のホームページ上にはすでに今回の事例について正確な場所がわからないように配慮した記載はあったが、事前に報道機関へ情報提供を行わないよう打ち合わせていた。しかし、どこからか報道機関 A への情報漏洩があった。取材申し込みを受け、T 市、保健所、食生課、センターで緊急の Web 会議を開催し対応について協議した。

報道対応は、県庁で行うこととし、取材については福祉の面もあるため十分に配慮してほしい旨を報道機関 A に伝えたが、飼育者宅からの搬出当日、現場取材があった。後日、その様子、および飼育者へのインタビューはテレビ放映された。結果として取材は 1 社のみで、現場もそれほど混乱することはなかったが、緊急的な会議の開催、報道への対応準備、他の報道機関からの取材への懸念、子どもサポート等センター業務への影響など報道対応に労力をとられたことは、望ましいことではない。動物愛護団体は動物を譲渡するために情報発信に力をいれており、完璧に情報が漏洩しないようにするのは難しいが、飼育者の人権に配慮しながら円滑に業務を進めるために情報管理は徹底すべきである。

(6) 1 回目の受入れから搬出

12 月 17 日 10 時から飼育者宅で T 市、保健所、I 動物愛護団体による捕獲作業を開始し、ケージへ入れ、室外へ搬出を行った。飼育者宅はセンターから車で 10 分程度の距離にあり、T 市・I 動物愛護団体が車を用意しセンターまで搬送を行った。センターでは一旦倉庫で受け入れを行い、I 動物愛護団体が個体識別(毛色、性別、ナンバリング)を行った後、12 頭を観察室に移し、ケージから備え付けのステンレスケー

ジへ移し替えた。13 頭目からは倉庫で管理を行った。犬の搬入は 13 時頃までには完了した。この日は全部で 28 頭収容した。当初は 60 頭と予定していたが、残りの頭数を確認したところ、予想以上に多く、収容した頭数を除いて、70 頭近くが残っていることが分かった。

観察室に移した個体は、翌日に他県の動物愛護団体が取りに来るまでに倉庫に移す必要があった。ステンレスケージからケージに移し替え、運び出す作業は、咬傷事故を防止するため 1 頭につき 10 分程度時間がかかるが、翌日朝作業する職員数も少なく、また夕方から雪も降りだし作業が難航することが予想されたため、搬入当日夕方には観察室から倉庫へ全て移し替えた。

外気温は氷点下であったが、室温は約 10℃以上で管理することができた。倉庫ではケージまたはクレートで管理を行った。既存の棚を活用し一部二段で管理し、残りはブルーシートで養生した床に置いた。I 動物愛護団体からの要望で、夜は I 動物愛護団体から提供された毛布を掛けて管理した。

T 市から 30 kg のフード 1 袋と試供品のフードの提供があり、それを搬入当日の夜、2 日目の夜に給餌した。給餌等は保健所職員とセンター職員が行った。朝は、車で長距離の移動があることから、車酔いを考慮しフードは与えなかった。

18 日朝、倉庫を確認すると、1 頭がケージを破損し逃走していた。倉庫は施錠されていたため、外部への逃走はなく捕獲することができた。搬出作業が始まるまでに、汚れているケージの清掃を行った。予備のケージも多くないため、汚れているトレイを清掃し、必要に応じて、ケージの入れ替えを行った。

午前中に、県内 2 団体、県外の団体へ引き渡された。コロナの関係もあり、時間帯をなるべくずらすように団体へお願いはしたものの、県外の 2 団体は同じ時間帯に来て倉庫内を出入りしていたため室内では密集している状態であった。引き渡し後、翌日以降の打ち合わせを行なった。その後、保健所職員とセンター職員で給餌・給水を行なった。

19 日は、朝ケージの掃除を行い、午前中に県外の団体へ受け渡しを行った。その他は別の県外の団体へ引き渡すために、I 動物愛護団体が途中まで運び届けるということで昼頃にはすべて搬出完了した。

(7) 2 回目の受入れ

12 月 24 日の午前中に飼育者宅から 29 頭を T 市、保健所、I 動物愛護団体が捕獲し、センターに搬入した。この日、捕獲することができなかった個体は翌日捕獲することとし、29 頭を倉庫で受け入れ給餌等管理を行った。ケージはブルーシートを敷いた床の上にさらにダンボールを敷き、その上に置いた。

25 日には、残りの 12 頭が搬入され、2 団体へ 3 頭が引き出された。残りは合計で 38 頭となり、倉庫で管理した。警戒心が強い犬は少なかったが、扱いには十分注意を払い、咬傷事故を防ぐことができた。

26 日は、保健所職員(2 名)とセンター職員(3 名)で飼養管理を行った。糞尿でケージが汚れている場合、犬を別のケージに移し替え、洗浄し拭いて使用した。給餌は 1 日 1 回。この日はすべてのケージに毛布を掛けておいた。作業は 9 時ごろより始め、12 時近くまでかかった。

27 日朝、3 頭がケージから脱走していた。脱走の際、ケージの下に設置されているトレイを噛み砕いていた。また、毛布をケージ内に引き込んでいたり、ケージごと棚の上段から落下しているものもあった。汚れているケージをきれいにして搬送できるように、大きいケージから小さいケージへの移し替えを行った。I 動物愛護団体は車 3 台(1 台は I 動物愛護団体会員所有車、2 台はレンタカー)を用意し、38 頭すべてを積み込み、午前 10 時に県外の団体施設へ向けて出発した。出発後、養生してあったブルーシートをはがして

片付けを行った。

28日に貸し出ししていたケージがI動物愛護団体から返却され、センター職員が洗浄、消毒を行った。犬を保管していた期間に、3つのケージが犬によって破壊された。

4 考察

今回の事例は官民一体となり協力し対応できたよい事例であったと思われる。

市の生活環境課、福祉課が飼育者への生活・福祉面での支援、保健所が飼育者への動物の取り扱いについての支援、動物愛護団体が動物への支援、センターは動物の一時預かりと各々役割分担を持ちつつ協力し支援を行うことができた。すべての事例が今回のような対応とはならず、事例ごとに支援できる内容は異なってくるができる限り支援を行っていきたいと考えている。

今回の事例では倉庫外への脱走はなかったものの、ケージが破壊され、倉庫内で脱走していた。ケージが短時間で破壊され、脱走することは想定していなかった。このような事例では、ケージの破壊、脱走があるものと想定し厳重に管理をする、個体に合った(破壊されない)ケージをあてがう、落下防止のため固定するなど、対策を講ずることが必要と感じた。

行政間及び動物愛護団体との情報共有を行うため打合せを頻繁に行った。打合せには Web 会議を活用した。センターでは今年度インターネット回線の強化、Wi-Fi 環境を整備し通信環境と整えていたため、対応することができたが、音声が聞こえにくいなど課題があったため、今後、今回のような事例に対応できるように、さらに音響機器やカメラ等の充実化を考えている。

関係者間で、情報漏洩をしないようにしてはいたものの、個人情報の取り扱いについて動物愛護団体に行政と同様の対応を求めることは難しく、今回報道に情報がリークしてしまった。これは常に起こりえると想定し、報道担当を設置して対応をしていかなければならないと思われる。

今回は、センターで一度に大量の犬を預かったが、一時的な受入であったため飼養管理を保健所職員とセンター職員で何とか行うことができた。これが長期的な受入となった場合は、給餌給水だけでなく散歩も必要となるため、人手不足となり通常業務に支障がでることから不可能と考えられた。現在、センターの動物の飼育管理は、業者委託しているが緊急時の頭数の増加については考慮されておらず、依頼することは難しかった。今後、委託内容に含めるかどうか、検討していく必要があると考える。

今後、多頭飼育崩壊など、一度に大量の動物が放出されそうな時、行政側で受け入れることができる施設があれば、保健所等は問題解決のために速やかに動くことができると考える。しかし、現在のセンターの動物の受入れ体制では、飼養施設内には性格や病気などが分からず、ワクチンや駆虫がされていない動物を大量に受け入れることはできない。多頭飼育問題や災害対応など緊急時に対応できる動物を大量に飼育するためには施設の準備、飼養費用の予算化、世話をする人員の配置が必要となる。今後、センターの機能として位置付けるのであれば、施設改修や予算化などを含め検討すべき課題である。

センターは犬猫の譲渡、動物愛護・適正飼養の普及啓発、動物介在活動、地域猫活動支援など様々な事業を展開している。これらの事業はどれも人と動物が共生する潤い豊かな社会づくりの施策であり、おろそかにできるものではないと考える。しかし、現在及びこれからの県民の求めている動物愛護の方向性を見極めつつ、センターが重点的に取り組むべき業務を考え機能強化する必要があると考える。